英国知的財産庁（UKIPO）、意匠制度改革の方針を公表

2026 年 11 月 13 日

英国知的財産庁（UKIPO）は 11 月 4 日、2025 年に実施した意匠制度改革コンサルテーションの結果を公表し、今後の制度改正方針を示した。英国政府は、デジタル化や AI の普及、EU 離脱後に生じた課題への対応を目的として、英国意匠制度の近代化を進める方針である。今回の改革は、反競争的な意匠登録への対策強化、中小企業や個人デザイナーの権利行使支援、デジタル意匠への対応等を柱としている。

政府は今回の改革について、約 8 万社の英国意匠関連事業者、とりわけ小規模事業者や個人デザイナーがより利用しやすい制度とすることを目的としているとしている。英国の意匠産業は 2023 年に約 1,367 億ポンドの付加価値を生み出し、200 万人以上の雇用を支える重要産業とされる。

今回公表された内容は、①法改正を進める事項、②引き続き検討する事項、③導入を見送る事項に分けられる。

法改正を進める方針が示された主な事項

政府は「議会日程が確保され次第（when parliamentary time allows）」立法措置を進める方針を示した。ただし、現時点では法案提出時期や施行時期は明らかにされていない。

①　登録意匠への限定的な検索・審査の導入

英国の登録意匠制度は、新規性や独自性（individual character）について実体審査を行わない迅速・低コストな制度として運用されてきた。一方で近年、他人の商品画像を利用した出願や汎用品の登録など、不適切な登録を利用した権利行使への懸念が高まっていた。

政府は制度全体を実体審査化するのではなく、IPO が問題のある出願と判断した場合に限り、新規性や独自性に関する検索・審査を行える制度を導入する方針を示した。

これは近年問題となっている、

- 他人が創作した意匠の登録
- 競合他社の商品画像や販促資料の流用
- 汎用品や著名商品の登録

などの反競争的な出願への対策を強化することを目的としている。これらの登録がオンラインマーケットプレイスへの削除申立て等に利用されるケースも報告されており、企業によっては解決に 1 万～5 万ポンド超を要した事例もあるという。

②　公開延期制度（Deferment）の 30 か月化

英国政府は、EU 意匠制度や WIPO が運営するハーグ制度との整合を図るため、登録

意匠の公開延期期間を 30 か月へ延長する方針を示した。これにより、企業は競争相手に情報を知られることなく、製品開発や市場投入の準備をより長期間進めることができるようになる。

また、出願内容が長期間非公開となることから、第三者保護の観点から先使用権規定も見直される。具体的には、出願の存在を知り得ない状況で第三者が独自に同様の意匠を開発・利用していた場合にも適切に保護できるよう、先使用権の適用範囲を延期出願に拡大する方針である。

③　GUI・アニメーション意匠保護の強化

ソフトウェアやデジタル製品の普及に伴い、GUI（Graphical User Interface）、アイコン、ウェブ画面、画面遷移、アニメーションなどの保護を求める声が高まっていた。

政府は、「意匠（design）」及び「製品（product）」の定義を改正し、これらのデジタル意匠が保護対象となることをより明確化する方針を示した。また、動画ファイルによる出願受付の導入を進めるほか、将来的には 3D ファイル形式の活用も検討する。

④　SUD の世界開示主義への転換

EU 離脱前は、EU 域内で意匠を公開すれば、EU 全域で効力を有する非登録共同体意匠（UCD）の保護を受けることができ、英国もその保護範囲に含まれていた。

しかし EU 離脱後、英国は独自の非登録意匠制度である Supplementary Unregistered Design（SUD）を創設したものの、どのような開示によって SUD が発生するのかについて実務上の不確実性が指摘されていた。特に、EU 域内で最初に公開した場合に英国でも十分な非登録意匠保護を受けられるのかが明確でなく、企業は製品をどこで最初に公開するべきか悩まされることがあった。

これに対し政府は、こうした不確実性を解消するため、世界のどこで最初に公開された意匠であっても英国の SUD が発生する制度を導入する方針を示した。

⑤　その他の制度整備

このほか、

- 登録簿訂正権限の IPO への付与
- 登録意匠の有効性を IPO が保証しないことの明確化
- オンライン閲覧制度の整備
- 物理的標本（specimen）提出制度の廃止
- 優先権制度や出願手続の近代化

なども進める方針である。

なお、登録簿訂正については、現行法では裁判所への申立てが必要となる場面があり、これを IPO 自身が処理できるようにすることが狙いである。また、「登録意匠の有効性を保証しない」という規定は、実務上は当然の前提と考えられているものの、特許法や

商標法と同様の免責規定を意匠法にも導入し、制度間の整合を図るものである。

引き続き検討される事項

① AI 生成意匠

英国法では、コンピュータのみが生成した意匠について一定の場合に権利保護が認められている。

政府はこの制度の廃止も検討したが、AI 活用の実態や影響について更なる検証が必要として、当面は現行制度を維持する方針を示した。今後は意匠分野における AI 利用状況を継続的に調査するとともに、知的財産制度全体における AI 関連議論や国際動向を踏まえながら検討を進めるとしている。

② Bad Faith（悪意の出願）規定

他人の商品画像を利用した出願や権利濫用的な出願への対策として、Bad Faith 規定の導入も検討された。政府は、悪意による出願を拒絶できる明確な権限を IPO に与える方向性を示しているものの、どのような行為を Bad Faith と位置付けるべきか、またどのような証拠が必要かについては更なる検討が必要と判断した。

③ 非登録意匠制度の整理

英国には現在、

- Supplementary Unregistered Design（SUD）
- UK Unregistered Design Right（UK UDR）

という二つの主要な非登録意匠制度が存在する。SUD は主として製品の外観（appearance）の保護を目的とし、EU の非登録共同体意匠制度に近い。一方、UK UDR は主として形状や構成（shape and configuration）を保護する英国独自の制度である。

政府は当初、制度簡素化の観点から UK UDR を廃止し SUD へ一本化する案も検討した。しかし回答者からは、両制度は保護対象や機能が異なり、SUD だけでは UK UDR が果たしている役割を代替できないとの意見が多数寄せられた。実際、訴訟では UK UDR に基づく請求が有効に機能しているとの指摘もあり、政府は UK UDR 廃止案を撤回した。

その結果、政府は両制度を維持しつつ、保護期間や要件の調和など制度の簡素化を引き続き検討する方針を示した。

④ IPEC 少額訴訟制度

政府は、Intellectual Property Enterprise Court（IPEC）に設けられている少額訴訟手続（Small Claims Track）について、登録意匠事件を対象に追加する可能性を引き続き検討する方針を示した。

少額訴訟手続は比較的低額な知的財産紛争を簡易・低コストに解決するための制度であり、現在は著作権、商標、パッシングオフ及び英国非登録意匠権を対象としているが、

登録意匠事件は対象外である。政府は、中小企業や個人デザイナーの司法アクセス改善という観点から、この制度の活用可能性を関係者とともに引き続き検討するとしている。

導入が見送られた主な提案

今回の見直しでは、以下の提案は採用されなかった。

- 登録前又は登録後の異議申立制度（Opposition）
- 第三者による情報提供制度（Observation）
- 登録後に本格審査を行う二段階登録制度
- 非登録意匠侵害への刑事罰導入
- UK UDR を廃止し SUD へ一本化する案
- 著作権と意匠権の重複保護を見直すための著作権法改正
- 登録意匠審査における遅延拒絶（Late Objection）制度

政府は、制度の複雑化やコスト増加を避けるとともに、英国意匠制度の強みである迅速性、低コスト性及び幅広い保護を維持する観点から、これらの提案は採用しなかったとしている。

特に非登録意匠侵害への刑事罰については、十分な必要性や相当性を示す証拠が得られなかったとして、導入しない方針を明確にした。

－ UKIPO のニュースリリース等は、以下参照 －

（ニュースリリース）

- https://www.gov.uk/government/news/designers-to-get-stronger-and-simpler-protection-in-major-reforms

（意匠制度改革コンサルテーションの結果）

- https://www.gov.uk/government/consultations/consultation-on-changes-to-the-uk-designs-framework

（以上）